

機械設備工事特記仕様書

I. 工事概要

1. 工事場所						
2. 建物概要						
建物名称	工事種別	構造	階数	延床面積(m ²)	消防法施行令別表第一	耐震分類
子育て支援センター	改修	S	2	631.22		

3. 工事種目(●印を付けたものを適用する)						
工事種目	建物別	工事内容				屋外
●空調調和設備	●一式	○一式	○一式	○一式	○一式	○一式
○冷暖房設備	○一式	○一式	○一式	○一式	○一式	○一式
○暖房設備	○一式	○一式	○一式	○一式	○一式	○一式
●換気設備	●一式	○一式	○一式	○一式	○一式	○一式
○排煙設備	○一式	○一式	○一式	○一式	○一式	○一式
○自動制御設備	○一式	○一式	○一式	○一式	○一式	○一式
○衛生器具設備	○一式	○一式	○一式	○一式	○一式	○一式
○給水設備	○一式	○一式	○一式	○一式	○一式	○一式
○給湯設備	○一式	○一式	○一式	○一式	○一式	○一式
○消火設備	○一式	○一式	○一式	○一式	○一式	○一式
○ガス設備	○一式	○一式	○一式	○一式	○一式	○一式
○エアークリーン	○一式	○一式	○一式	○一式	○一式	○一式
○厨房機器設備	○一式	○一式	○一式	○一式	○一式	○一式
○実験実習器具設備	○一式	○一式	○一式	○一式	○一式	○一式
○浄化槽設備	○一式	○一式	○一式	○一式	○一式	○一式
○ろ過設備	○一式	○一式	○一式	○一式	○一式	○一式

4. 設備概要(○印を付けたものを適用する)	
方法及び種別	設備概要
空調方式	・中央式(定風量単ダクト方式) ●EHP方式
冷暖房方式	・EHP方式 ・放射冷暖房方式
暖房方式	・温風暖房 ・温水暖房 ・FF暖房 ・遠赤外線暖房
換気方式	●局所換気
給水方式	・水道直結式 ・加圧式 ・高置タンク式(・上水 ・井水)
排水方式	・建物内汚水、雑排水(・分流 ・合流) ・建物外汚水、雑排水(・分流 ・合流) 浄化槽(・合併 ・単独) 放流先 ・公共下水
消火設備の種類	・屋内消火栓設備 ・消火器 ・スプリンクラー設備
ガスの種別	・都市ガス(発熱量 46,050 KJ/Nm ³ 供給事業者名: 長野都市ガス㈱) ・液化石油ガス(発熱量 100,000 KJ/Nm ³)

5. 指定部分・無 有(指定部分しゅん工期限 平成 年 月 日)
対象部分:

II. 図面目録

No.	図面名称	No.	図面名称
1	特記仕様書		
2	機器表 凡例		
3	空調設備 1階平面図(改修)		
4	空調設備 2階平面図(改修)		
5	空調設備 1階平面図(撤去)		
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

III. 工事仕様

1. 共通仕様	
(1) 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官庁官庁事務部の「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成31年版)」(以下、「標準仕様書」という。)、 「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成31年版)」(以下、「改修標準仕様書」という。)及び「公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)(平成31年版)」(以下、「標準図」という。)による。	
(2) 電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、電気設備工事及び建築工事は、それぞれの工事仕様を適用し、下記の工事仕様は適用しない。	
参考図書	●長野県建築工事の手引き(以下、「手引き」という。)(最新版)長野県建設部施設課監修
2. 特記仕様	
(1) 章は●印の付いたもの、項目は番号に○印の付いたものを適用する。	
(2) 特記事項のうち選択する事項は○印の付いたものを適用し、●印の付いたものは適用しない。	

章	項目	特記事項
●機材等	(1) 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能と同等以上のものを使用する。ただし、製造業者等が記載されている場合は同等以上のものとする場合は、あらかじめ監督職員の承諾を受ける。	
	(2) 別表1-1に示す材料・機材等の製造業者等は次の1)から6)すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出し監督職員の承諾を受ける。	
	1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。	
	2) 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。	
	3) 安定的な供給が可能であること。	
	4) 法令等で定めがある場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること。	
	5) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。	
	6) 販売、保守等の営業体制が整えられていること。なお、システムとして機能するものにおいて	

●使用材料先調書
●施工条件明示項目
●化学物質を発生する建築材料等

使用材料名、製造者名、発注先、品質性能証明資料提出の省略について記載した調書を作成し、監督職員の承諾を受ける。

公共建築工事標準仕様書(設備工事編)の「設計書並行改修」
本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の1)から5)を満たすものとする。

1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材及び紙貼は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。

2) 保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。

3) 接着剤はフタル酸ジエーテル及びフタル酸-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。

4) 塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。

5) 上記1)、3)、4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他什器等は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。

なお、ホルムアルデヒドを発生しないものは、発散量が規制対象外のものを、ホルムアルデヒドの発散量が極めて少ないものは、発散量が第3種のものをい、原則として規制対象外のものを使用するものとするが、該当する材料等が無い場合は第3種のものを使用するものとする。

ホルムアルデヒドの発散量	該当する建築材料
規制対象外	①JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 ③下記表示のあるJAS規格品 a 非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b 接着剤不使用 c 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを発生しない材料使用 d ホルムアルデヒドを発生しない塗料等使用 e 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを発生しない塗料使用 f 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを発生しない塗料等使用
第三種	①JIS及びJASのF☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の5第3項による国土交通大臣認定品 ③旧JISのE0規格品 ④旧JASのF0規格品

5. ベースシール剤

飲料水管系に使用されているベースシール剤は、室内汚染に係る揮発性化合物に指定されている下記の物質を材料及び製造工程に使用されていないこと。

ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、パラジクロロベンゼン、テトラゾラン、クロロピリロス、フェノプロカルブ、ダイアジノン、フタル酸ジエーテル、フタル酸ジ-2-エチルヘキシル

電気保安技術者を設置する。

○電管(1、2) ○冷凍空調調和機(1、2) ○絶縁(1、2) ・建築板金(1、2)
○設けない ・設ける

この工事に必要な工事電力、用水、手続きなどの費用は請負者の負担とする。

○契約関係請負者が定置したものは無償で使用できる。 ・本工事で負担する。
○改修機械設備標準仕様書第1編2.2.1)によるほか下記による。
・ 内部仮設足場等(・種 ・) ・ 外部仮設足場等(・種 ・)

○資材の保管
12 建設発土
13 埋め戻し土
14 山留養生
15 発生材処理

資材の保管は必ず履板をかけ地上30cm以上の架台に乗せる。
・監督員が指示する構内の場所に敷ならし ・構内指定場所だけに積 ・構外搬出適切処理
・掘切中の良質土(ただし管の間隙は山砂、川砂又は再生砂) ・山砂の積
掘切中の山留め ・有(1500以上) ・無
工事に先ち手引き第2編による廃棄物等処理計画書と監督職員に提出し、しゅん工時には廃棄物等処理報告書を作成し提出する。

(1) 引渡しを要するもの ・有(・)
(2) 引渡しを要するもの以外は構外搬出し関係法令により適切に処理すること。
(3) 特別管理産業廃棄物 ・無 ・有(アスベスト)
(4) 再利用又は再生資源化を図るもの(コンクリート塊、木くず、金属くず、塩ビ管、)標準仕様書第1編1.7.4)によるほか、バルブ類等には必要に応じて合成樹脂製名札をステンレス線等で取付ける。

16 文字入名札等

17 取扱説明板

18 総合調整

19 容量等の表示

20 耐震措置

機器等の取り扱い方法及び重要な定期点検項目等を書いた取扱説明板(アクリル樹脂製、文字形込み程度)を設ける。大きさは、約 ㎡とする。

○重量調整 ・水量調整 ○室内内外気の温度測定 ・騒音測定
○飲料水の水質の測定(・水質基準検査10項目(一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物等(TOC)、pH、味、臭気、色度、濁度) ・トルエン)
飲料水の水質の測定は厚生労働大臣登録水質検査機関とする。

(1) 機器類の能力、容量等は、表示された数値以上とする。
(2) 電動機出力、燃料消費量、圧力損失は、原則として表示された数値以下とする。
機器、配管、風道等は耐震を考慮し堅固にすつけ、取付又は支持を行う。
耐震措置の計算及び施工方法は、次に掲げる事項以外、すべて「建築設備耐震設計・施工指針2005年版」(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修)による。
(1) 設計用水平地震力は、機器の重量(自由表面を有する水櫃その他の貯槽にあっては有効重量)に、次に示す地域係数及び設計用標準水平震度を乗じたものとする。地域係数は1.0とする。

設置場所	特定の施設(・甲種・乙種)		○一般の施設(乙種)	
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、屋上及び塔屋	2.0 (2.0)	1.5 (1.5)	1.5 (1.5)	1.0 (1.0)
中間階	1.5 (1.5)	1.0 (1.0)	1.0 (1.0)	0.6 (0.6)
地下階、一階	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)

(注) 1. ()内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。
2. ()内の数値は水櫃類に適用する。
3. 上層階の定義は次による。
2～6階建以下の場合是最上階、7～9階建の場合は上層2階

重要機器とは下記に示すものをいう。
・給水装置・排水装置・換気機・空調機・防災設備・監視制御設備・危険物貯蔵装置
・火を使用する設備・避難経路上に設置する機器
(2) 設計用鉛直地震力は、設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。

機械改修工事標準仕様書第2編5章による。
・施工19)による
・性能確認試験(・) ・施工後確認試験(引抜き) 確認強度 N

21 あと施工アンカー確認試験
22 吊金物
23 配管勾配
24 保護
25 管の埋設

吊金物は亜鉛メッキ又はステンレス鋼製とする
給水、給湯、消火、冷温水、冷却水管は、図示による水抜きが確実にできるように水抜き位置に向かって下り勾配とする。
コンクリート内の鋼管、鉛管及びびび管については、プラスチックテープを1/2巻ね1回巻きとする。また、コンクリート土間下配管は、鋼管等により落下防護をする。
土中埋設管(排水含む)は、管の上下をサンドクッション厚100mmで保護する。
給水管、消火管の埋設深さは ㎜とする。又、ガスパの埋設深さは ㎜とする。

26 管の埋設表示
27 浴接部の非破壊検査
28 塗装
29 機器の基礎及び振動絶縁効率

図示された屋外埋設管の分岐及び曲がりの箇所には、コンクリート製柱を埋め込む。舗装部分は埋設標示ピンとする。また、施工上生じた分岐、曲がりの箇所についても同様とする。

排水管を除く管には、埋設表示用テープを設置する。

検査対象 ・配管 ・煙道 ・耐震架台
採取手 ・標準仕様書による
検査の種類 ・RT ・PT又はMT
下記に金属電線管は塗装を行う。
・屋外露出 ・(機械室)の屋内露出
下記の保護を行わない重鉛メッキを施したダクト及び配管は塗装を行わない。
・倉庫 ・

機 器	基 礎	振 動 絶 縁 効 率
送 心 送 風 機	・標準基礎 ・防振基礎	・ %以上
空 調 用 ポ ン プ 及 び ポ イ ラ ー 給 水 用 ポ ン プ	・標準基礎 ・防振基礎	・ 80%以上
揚 水 用 ポ ン プ 及 び 小 形 給 水 用 機 組	・標準基礎 ・防振基礎	・ 80%以上

30 絶縁類
31 はつり
32 保温及び消音内貼り

電線及びケーブルの規格は標準仕様書第4編2.4.1、表4.2.1.2による。
既存のコンクリート床及び壁の配管貫通部の穴明けは原則としてダイヤモンドカッターによる。標準共通仕様書第2編によるほか下記による。

給水管、給湯管、冷温水管等の管、バルブ(グランド部を含む)、フランジ、可とう継手及び空調ダクトのフランジは、建物内外共保温する。なお、保温層部はシーリング処理を行う。
各配管の保温厚は標準仕様書中厚30mm未満の箇所はすべて厚30mm以上とする。ただし、排水管は除く。
・換気ダクトの保温要(保温厚25mm) ・範囲は図示による ・外壁より1000まで
・外気入れダクトの保温要(保温厚25mm) ・範囲は図示による
・排水ダクトの保温要(保温厚25mm) ・範囲は図示による
・通りダクトの保温要(保温厚25mm) ・範囲は図示による
・廊下タンクよりボイラームへの補給水管の保温は膨張管の項による。
・建物内の空気抜き管の保温は膨張管の項による。
・空気調和機、ファンコイルユニット、冷水及び冷温水のドレーン管の保温は排水管の項による。
・全熱交換器用ダクトの保温要(保温厚25mm) ・範囲は図示による ・給気・排気全て施工保護層別は下記による

ダクト	・イ(1号・2号) ・ロ
冷水管、冷水、温水、蒸気管	・イ ・ロ
機器	・イ ・ロ
給水管	・ハ ・ロ
排水管	・ロ
給湯管	・イ

・排水管でピット内、共同溝内及び最下階の床下の下記部分は保温する。
なお仕様はd(H)とする。
(・排水トラップ ・鉛管 ・銅管類 ・ビニール管 ・ドレーン管)
・消火管で下記の部分は保温する。なお仕様は給水管の項による。
(・屋内消火管 ・水抜きできない管 ・スプリンクラー配管)
・圧力タンク、膨張水櫃、各種呼び水等銅製水櫃は保温する。なお仕様は各機器の項に準ずる。
・大便器は保温する。
・共同溝の保温種別(・ピット内に準ずる)
・ダクトの保温外装は下表による。

区 分	保 温 外 装
倉庫・書庫	・アルミガラスクロス
機械室	・アルミガラスクロス
居室・廊下など	・カラー亜鉛鉄板
屋外露出、多湿箇所	・ステンレス鋼板

区 分	保 温 外 装
倉庫・書庫	・アルミガラスクロス
機械室	・アルミガラスクロス
居室・廊下など	・合成樹脂製カラー
屋外露出、多湿箇所(使所・流し廻り)	・ステンレス鋼板

区 分	保 温 外 装
屋 内 露 出	・綿布 ・保温化粧ケース
屋 外 露 出	・ステンレス鋼板

33 防凍保護
34 試験
35 他工事との取合い
36 その他

○給水管の保温外装は下表による。(配管には、冷排水管は除く。)
・(給水管、冷温水管、膨張管、冷水管、温水管、ドレーン管、消火管、排水管、弁類)は防凍保護を行い、厚さは管径25mm以下のものは50mm、管径32mm以上のものは40mmとする。業務の支障とならないよう留意すること。
弁類は電気ヒーター等の防凍対策を行う。なお、保温厚は32に準じる。
・各種機器については図示電気ヒーター等の防凍対策を行う。()
(1) 各種配管の試験は、新設配管に適用する。
(2) 新設配管は、既設配管の接続前に試験を行う。
配管、ダクト、器具類受け付にともなうスリーブ、挿入は本工事とし、他は工事区分による。保護等の各種措置については、別添「特記仕様書(共通事項)」による。

①設計温湿度	外 気	屋 内							
		温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)		
2 居室騒音限界	夏 季	34.0℃	52.0%	27.0℃	50%	℃	%	℃	%
	冬 季	-8.2℃	67.0%	22.0℃	成行	℃	%	℃	%

3 煤煙濃度計
4 ばいじん濃度測定
5 煙 道
6 ダクト
7 風量測定口
8 チャンバー
9 防煙ダンパー

・設ける
・設ける(測定口は80φとする)
伸縮継手、挿抜口及びばいじん測定口の位置は図示による。
・低圧ダクト ・高圧1ダクト ・高圧2ダクト
・アングルフランジ工法 ・スライダフランジ工法
・コーナーボルト工法(・共振フランジ工法 ・スライダフランジ工法)
取付部は図示による。
(1) 内貼りを施すチャンパーの表示寸法は外法を示す。
(2) 空気調和機、温風暖房機に取り付けるスライダチャンパー、レタンチャンパー及び風道系で消音内貼りしたチャンパーには点検口を設け、点検口の大きさは図示による。
(3) 外壁に面するガラリに直接取り付けするチャンパー及びホッパーは、雨水の滞溜のないように施工する。
復帰方式(・遠隔)
復帰入力力は、DC24V、0.7A以下とする。

10 ビストンダンパー
11 弁 類
12 温 度 計
13 圧 力 計
14 漏 流 量 計
15 油 漏 漏 装 置

復帰方式(・遠隔)
JIS又はJV(・5K ・10K(図示部分))
取付部は図示による。
取付部は図示による。
コック付とし、形式及び取付部は図示による。
制御室には(・給油ポンプ制御 ・満油警報 ・遠隔警報 ・電磁弁制御 ・返油ポンプ制御 ・減油警報)の継手を設ける。なお、フロートスイッチ部と制御盤間の配管配線は製造者の標準仕様とする。

●換気設備
○排煙設備
○自動設備

①ダクト
・低圧ダクト ・高圧1ダクト ・高圧2ダクト
・アングルフランジ工法 ●スライダフランジ工法
・コーナーボルト工法(・共振フランジ工法 ・スライダフランジ工法)
・厨房・浴室系統の排気用ダクトの水抜き(・要 ・不要)
・厨房系統の長方形排気用ダクトの板厚は、標準仕様書より1ランク厚いものを使用する。
取付位置は図示による。
空気調和設備の該当項目による。
4 排気ダクトのシール
5 チャンパー
6 耐火措置

1 ダクト
2 排煙口の形式
3 排煙口手動開放装置(開放及び復帰方式)
4 排煙風量測定

・亜鉛鉄板
図示による。
・ワイヤー式 ・電気式(遠隔操作 ・不要 ・要)

1 中央監視制御装置
2 中央監視制御装置の構成・機能
3 電気計装工事の記録

指示による
指示による
使用する電線類はEM電線とし、規格は標準仕様書第4編表1.5.1表4.1.1.1の使用電線類の規格による。(機器・盤類は除く)
屋外・屋内露出の電線は図面に特記のない限り金属管配線とする。
天井内隠蔽の配線は図面に特記のない限りケーブル配線とする。

1 大便器洗浄弁
2 大便器ロータンク
3 温水洗浄便座
4 小便器洗浄弁
5 小便器洗浄弁
6 水 栓
7 化粧箱
8 石けん器
9 洗面器
10 鏡 記 板
11 大便器防火カバー

・バキュームブローカー ・不凍給装置付 ・低圧フラッシュバルブ()
・水抜き装置付
加熱方式(・貯湯式 ・瞬間式) 給水方式(・給水管直結給水方式 ・ポンプ加圧給水方式)
温風乾燥機能(・有 ・無) 脱臭(・有 ・無)
・不凍給装置付 ・感知小便器一体型フラッシュ方式 ・感知別フラッシュ方式(・埋込 ・露出)
・露出 ・隠し ・水抜き装置付
・節水コマ ・固定コマ(・寒冷地対応形)
・陶器製(・露出形)
・陶器製(・露出 ・埋込)
・止水栓付
・取付箇所(・大便器 ・小便器) 材質(・陶器製)
・設ける(ピット内は除く) ・設けない

1 量水器
2 量水器
3 引込納付金等
4 給水勾配
5 建物導入部配管

・観メーター(・貨物品) ・子メーター(・買取り)
・水道事業者指定品(・貨物品 ・買取り) ・標準図MC形
JIS又はJV(・水道直結部分(・10K)) ・その他の部分(・5K))
・要(・本工事 ・別途工事) ・不要
・不凍栓の二次側は水抜きが確実にできること。
・標準図 施工4.5.(a) ・(b) ・(c)による。

○排煙設備
○給湯設備
○消火設備
○厨房設備

1 洗面器等の排水管
2 燃焼機器
3 排水試験継手
4 巾着口、たため餅

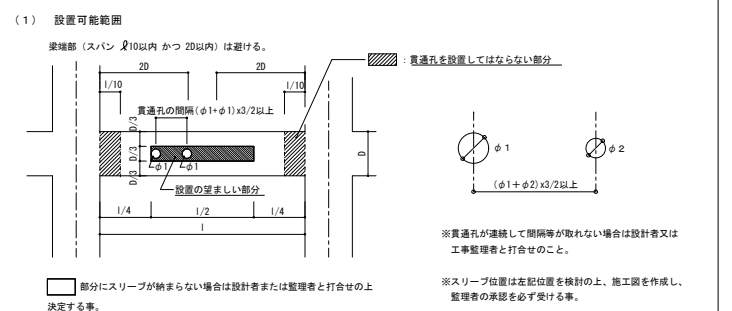
洗面器及び手洗器に直結する排水管は、器具トラップより1サイズアップとする。
屋内 ・65A以下は1/50、75A以上は1/100以上 屋外 ・1/100以上
図示の箇所に取付ける。
巾着のコンクリート部は工場製品としてもよい。

○給湯設備
○ガス設備
○その他

1 弁 類
2 燃焼機器

JIS又はJV(・5K ・10K(図示部分))
概略寸法とする
使用方法(・都市ガス ・液化石油ガス)
・耐震支持工事

A) 梁スリーブについては、建築本体工事施工者と設備工事施工業者間で十分な協議をすること。
B) 下記の(1)図に示した「梁貫通を設置してはならない部分」にスリーブは絶対に設置しないこと。
C) 以下の(1)図に示した「設置の望ましい部分」にスリーブは施工すること。
但し検針時に「望ましい位置」に納まらない場合は(排水勾配を確保するため等)は、建築工事監理担当者及び設備工事監理担当者と位置を協議し、承認された場合に限り、承認された位置を外れた位置に施工する事とすることを許可する。
D) 多目的室のPRC(プレストレストコンクリート製)梁には梁スリーブは設けないこと。



機器表

記号	名称	設置場所		型式	機器仕様	台数	電動機						備考
		階	室名				種類	容量	台数	相	電圧	極数	
ACR-1	ルームエアコン	2	相談室3	壁掛形 冷媒：R32	冷房能力：2.8KW (JIS条件時) 暖房能力：3.6KW (JIS条件時) ドレンアップキット ワイヤレスリモコン 室外機平架台 他付属品一式	1	室外機 COMP FAN	0.75KW 0.03KW	1 1	1 1	100 100		
HEA-1	全熱交換器	2	相談室3	天井埋込ダクト形	150m3/h × 120Pa コントロールスイッチ SUSベンドキャップ100φ×2 (指定色塗装焼付け)	1	FAN	140W	1	1	100		コントロールスイッチは電気工事に支給 操作配線：電気工事

記号	名称	仕様
(空調)		
—R—	冷媒管	冷媒用被覆銅管 JCDA0009 (日本銅センター規格)
—D—	ドレン管	硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741 VP
—	スパイラルダクト	亜鉛鉄板



空調 1階平面図【改修図】

改修図

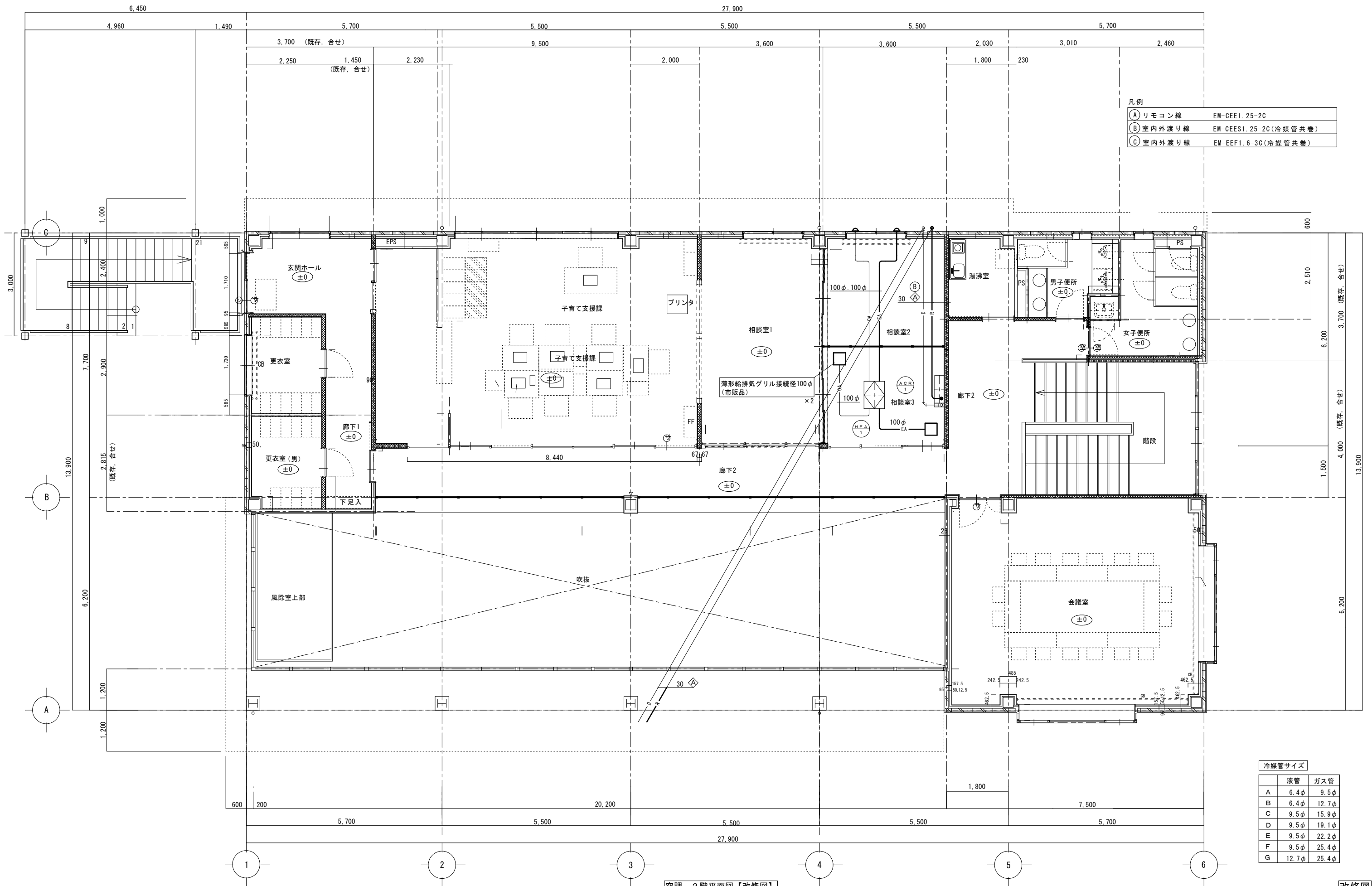
ALTERATIONS & ADDITIONS	
1	5
2	6
3	7
4	8


株式会社 シャトーシープー級建築設計事務所
 〒389-0502 長野県東御市鞍掛383-9 TEL 0268-62-3255
 FAX 0268-62-3256

登録	CHECKED	DRAWN	DRAWN	DRAWN

JOB NAME
 令和5年度 子育て支援センター改修工事
 SHEET TITLE
 空調 1階平面図【改修図】

PROJECT & DRAWING NO.
 M-O 3
 SCALE
 Ⅳ-S=1: 50
 Ⅲ-S=1: 100



凡例

① リモコン線	EM-CEE1.25-2C
② 室内外渡り線	EM-CEES1.25-2C(冷媒管共巻)
③ 室内外渡り線	EM-EEF1.6-3C(冷媒管共巻)


冷媒管サイズ

	液管	ガス管
A	6.4φ	9.5φ
B	6.4φ	12.7φ
C	9.5φ	15.9φ
D	9.5φ	19.1φ
E	9.5φ	22.2φ
F	9.5φ	25.4φ
G	12.7φ	25.4φ

空調 2階平面図【改修図】

改修図

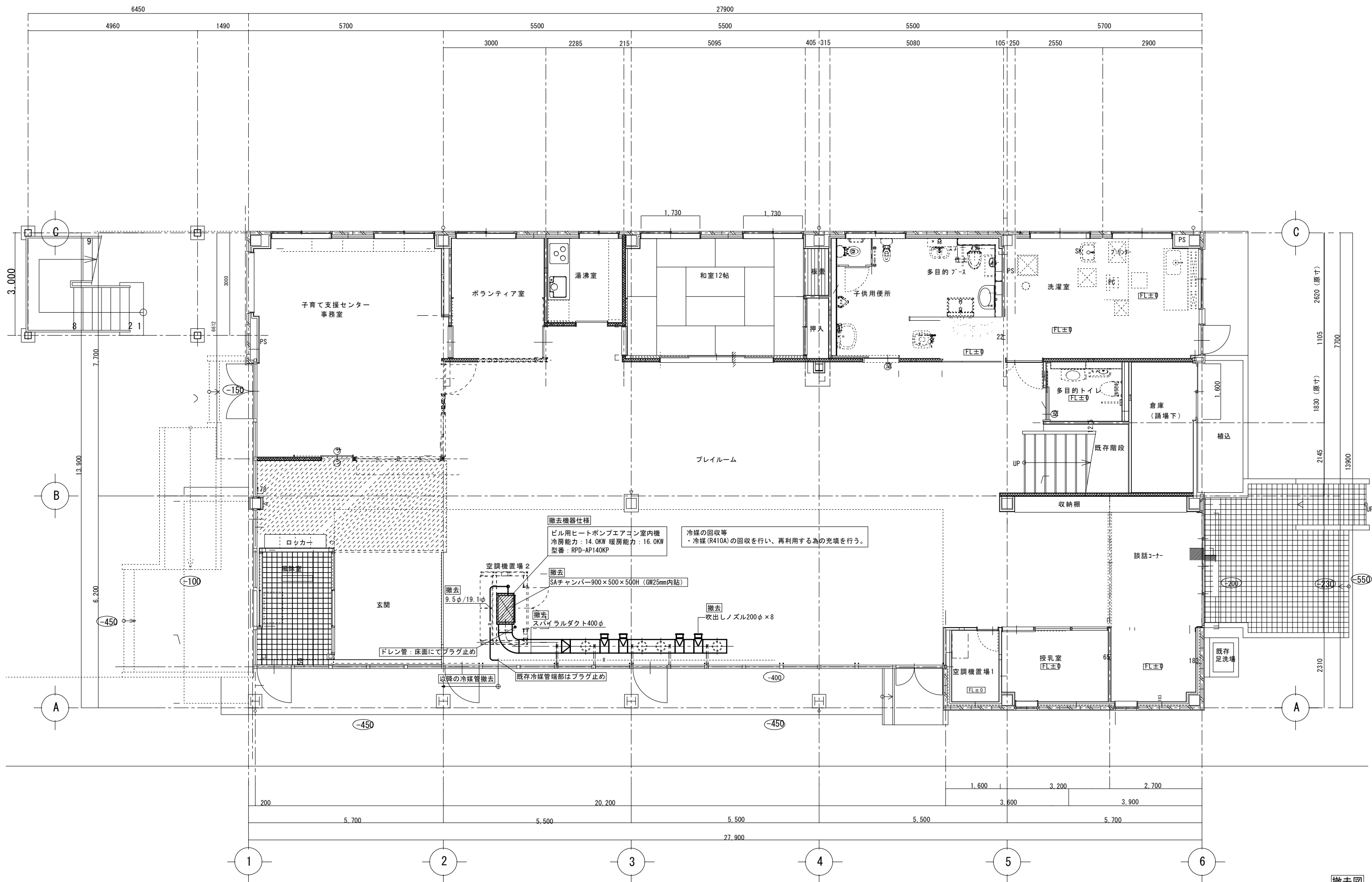
ALTERATIONS & ADDITIONS	
1	5
2	6
3	7
4	8


株式会社 シャッターシーピー 一級建築設計事務所
 〒389-0502 長野県東御市鞍掛383-9 TEL 0268-62-3255
 一級建築士事務所登録：長野県知事(上田)1第42041号 FAX 0268-62-3256
 一級建築士登録：建設大臣 第256096号 川上 晋博

登録	CHECKED	DRAWN	DRAWN	DRAWN

JOB NAME
令和5年度 子育て支援センター改修工事
 SHEET TITLE
空調 2階平面図【改修図】

PROJECT & DRAWING NO.
M-04
 SCALE
 Ⅳ-S=1:50
 Ⅲ-S=1:100



撤去図

ALTERATIONS & ADDITIONS	
1	5
2	6
3	7
4	8


株式会社 シャトーシープー級建築設計事務所
 〒389-0502 長野県東御市鞍掛383-9 TEL 0268-62-3255
 FAX 0268-62-3256

登録	CHECKED	DRAWN	DRAWN	DRAWN
一級建築士事務所登録：長野県知事(上田)1第42041号				
一級建築士登録：建設大臣 第256096号 川上 晋博				

JOB NAME	
令和5年度 子育て支援センター改修工事	
SHEET TITLE	
1階平面図【撤去図】	
DATE	

PROJECT & DRAWING NO.	
M-05	
SCALE	Ⅳ-S=1:50 Ⅲ-S=1:100